

所得の低い方への保険税 軽減措置が拡充されます



■問合せ 税務財政課税務グループ ☎74-3003
住民課国保医療グループ ☎74-3002

国民健康保険は、加入者の皆さんが負担している保険税により運営していますが、皆さんがより支えあえる制度としていくために、今年度次のように改正されました。

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されますが、この軽減の基準となる所得額（基準額）が引き上げられ、保険税を軽減される人が拡大されることとなりました。

1 5割軽減の拡大

- ・2人世帯以上が軽減の対象でしたが、単身世帯も対象となりました。
- ・軽減対象となる基準額が引き上げられました。

これまで

基準額 33万円+24.5万円×（被保険者数－世帯主）以下

例）夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約147万円以下

改正後

基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 以下

例）夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約178万円以下

2 2割軽減の拡大

- ・軽減対象となる基準額が引き上げられました。

これまで

基準額 33万円+35万円×被保険者数 以下

例）夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約223万円以下

改正後

基準額 33万円+45万円×被保険者数 以下

例）夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約266万円以下

3 7割軽減は変更ありません

これまでと同じ 基準額＝基礎控除額 33万円